## 市議会令和4年第2回定例会

# 議案及び議案資料

議案第1号~議案第3号 (第1集)

## 目 次

議案第	1 号	専決処分について(柏市税条例及び柏市都市 計画税条例の一部を改正する条例の制定につ いて)
議案第 1号	号資料	柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を 改正する条例について
議案第	2 号	柏市税条例等の一部を改正する条例の制定に ついて1;
議案第 2号	导資料	柏市税条例等の一部を改正する条例について1
議案第	3 号	工事の請負契約の締結について(柏市立田中 小学校校舎長寿命化改良工事(建築工事))27
議案第 3号	导資料	柏市立田中小学校校舎長寿命化改良工事(建築工事)関係 ····································

専決処分について

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4年 6月 3日提出

柏市長 太田和美

## 提案理由

地方税法の改正に伴い、商業地等に係る令和4年度分の固定資産税及び都市計画税の負担調整措置を講じること等を行うため、柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例を制定したので提案する。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4年 3月31日

柏市長 太田和美

柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

## 柏市条例第18号

柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例

(柏市税条例の一部改正)

第1条 柏市税条例(昭和30年柏市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項本文中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第74条の2第1項本文中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

第74条の3第1項中「証明書」の次に「(同条ただし書の規 定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

附則第8条の2第3項中「附則第15条第16項」を「附則第 15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項 第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め,同条第 5項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第2 6項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第 1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第7 項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26 項第1号二」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2 号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第9項 中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項 第2号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第2 号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第11 項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26 項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第 3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第1 3項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第2

6項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第16項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第8条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第10条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては, 100分の2. 5)」を加える。

(柏市都市計画税条例の一部改正)

第2条 柏市都市計画税条例 (昭和31年柏市条例第15号) の一部を次のように改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「附則第15条第16項」を 「附則第15条第15項」に改める。

附則第3項(見出しを含む。)中「附則第15条第34項」を 「附則第15条第33項」に改める。

附則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第35項」を 「附則第15条第34項」に改める。

附則第6項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附則第16項中「附則第7項」を「附則第6項, 第7項」に改める。

附則第17項中「第15項から第19項まで,第21項,第2 2項,第26項,第29項,第33項から第35項まで,第37 項から第39項まで,第42項若しくは第43項」を「第14項 から第18項まで,第20項,第21項,第25項,第28項, 第32項から第36項まで,第39項,第40項若しくは第44 項」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の柏市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の柏市都市計画税条例の規定は、 令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年 度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

### 議案第1号資料

柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例 について

柏市税条例(昭和30年柏市条例第14号)新旧対照表(第1条関係)

改正前

改正後

(法人の市民税の申告納付)

第48条 略

2から8まで 略

9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は,第1項の規定により,納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については,同項の規定にかかわらず,同条第60項及び施行規則で定めるところにより,納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を,法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し,かつ,地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより,行わなければならない。

#### 10から14まで 略

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国 法人につき、法<u>第321条の8第69項</u>の処分又は 前項の届出書の提出があったときは、これらの 処分又は届出書の提出があった日の翌日以後 の第12項前段の期間内に行う第9項の申告に ついては、第12項前段の規定は適用しない。た だし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前 段の承認を受けたときは、この限りでない。

#### 16 略

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第74条の2 法第382条の2に規定する固定資産 課税台帳の閲覧の手数料は、柏市手数料条例の 定めるところによる。ただし、法第416条第3 項又は第419条第8項の規定により公示した期 間において納税義務者の閲覧に供する場合に あっては、手数料を徴しない。

### 2 略

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第74条の3 法第382条の3に規定する固定資産 課税台帳に記載されている事項の証明書の交 付手数料は,柏市手数料条例の定めるところに よる。

#### 2 略

(法人の市民税の申告納付)

第48条 略

2から8まで 略

9 法<u>第321条の8第62項</u>に規定する特定法人である内国法人は,第1項の規定により,納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については,同項の規定にかかわらず,同条第62項及び施行規則で定めるところにより,納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を,法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し,かつ,地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより,行わなければならない。

#### 10から14まで 略

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国 法人につき、法第321条の8第71項の処分又は 前項の届出書の提出があったときは、これらの 処分又は届出書の提出があった日の翌日以後 の第12項前段の期間内に行う第9項の申告に ついては、第12項前段の規定は適用しない。た だし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前 段の承認を受けたときは、この限りでない。

#### 16 略

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第74条の2 法第382条の2に規定する固定資産 課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措 置を講じたものを含む。)の閲覧の手数料は、 柏市手数料条例の定めるところによる。ただ し、法第416条第3項又は第419条第8項の規定 により公示した期間において納税義務者の閲 覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。

### 2 略

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第74条の3 法第382条の3に規定する固定資産 課税台帳に記載されている事項の証明書(同条 ただし書の規定による措置を講じたものを含 む。)の交付手数料は、柏市手数料条例の定め るところによる。

#### 2 略

#### 附則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

#### 第8条の2 略

- 2 略
- 3 法<u>附則第15条第16項</u>に規定する条例で定め る割合は、5分の3とする。
- 4 法<u>附則第15条第27項第1号イ</u>に規定する設備 について同号に規定する条例で定める割合は, 2分の1とする。
- 5 法<u>附則第15条第27項第1号ロ</u>に規定する設備 について同号に規定する条例で定める割合は, 2分の1とする。
- 6 法<u>附則第15条第27項第1号ハ</u>に規定する設備 について同号に規定する条例で定める割合は, 2分の1とする。
- 7 法<u>附則第15条第27項第1号ニ</u>に規定する設備 について同号に規定する条例で定める割合は, 2分の1とする。
- 8 法<u>附則第15条第27項第2号イ</u>に規定する設備 について同号に規定する条例で定める割合は, 12分の7とする。
- 9 法<u>附則第15条第27項第2号ロ</u>に規定する設備 について同号に規定する条例で定める割合は, 12分の7とする。
- 10 法<u>附則第15条第27項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。
- 11 法<u>附則第15条第27項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は,3分の1とする。
- 12 法<u>附則第15条第27項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 13 法<u>附則第15条第27項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は,3分の1とする。
- 14 法<u>附則第15条第30項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 15 法<u>附則第15条第34項</u>に規定する条例で定める割合は,2分の1とする。
- 16 法<u>附則第15条第35項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

#### 17及び18 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定 の適用を受けようとする者がすべき申告)

#### 第8条の3 略

2から8まで 略

#### 附則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

#### 第8条の2 略

- 2 略
- 3 法<u>附則第15条第15項</u>に規定する条例で定め る割合は、5分の3とする。
- 4 法<u>附則第15条第26項第1号イ</u>に規定する設備 について同号に規定する条例で定める割合は, 2分の1とする。
- 5 法<u>附則第15条第26項第1号ロ</u>に規定する設備 について同号に規定する条例で定める割合は, 2分の1とする。
- 6 法<u>附則第15条第26項第1号ハ</u>に規定する設備 について同号に規定する条例で定める割合は, 2分の1とする。
- 7 法<u>附則第15条第26項第1号ニ</u>に規定する設備 について同号に規定する条例で定める割合は, 2分の1とする。
- 8 法<u>附則第15条第26項第2号イ</u>に規定する設備 について同号に規定する条例で定める割合は, 12分の7とする。
- 9 法<u>附則第15条第26項第2号ロ</u>に規定する設備 について同号に規定する条例で定める割合は, 12分の7とする。
- 10 法<u>附則第15条第26項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。
- 11 法<u>附則第15条第26項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 12 法<u>附則第15条第26項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 13 法<u>附則第15条第26項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は,3分の1とする。
- 14 法<u>附則第15条第29項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 15 法<u>附則第15条第33項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 16 法<u>附則第15条第34項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

#### 17及び18 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定 の適用を受けようとする者がすべき申告)

#### 第8条の3 略

2から8まで 略

9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修住</u> <u>宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修専有部分</u> について,これらの規定の適用を受けようとす る者は,同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修</u> <u>工事</u>が完了した日から3月以内に,次に掲げる 事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第 9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出し なければならない。

(1)から(3)まで 略

- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令 附則第12条第31項に規定する補助金等
- (6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3 月を経過した後に申告書を提出する場合に は、3月以内に提出することができなかった 理由

#### 10 略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定 熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する 特定熱損失防止改修住宅専有部分について、こ れらの規定の適用を受けようとする者は、法附 則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修 工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる 事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第 11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出 しなければならない。

(1)から(3)まで 略

- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令 附則第12条第31項に規定する補助金等
- (6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3 月を経過した後に申告書を提出する場合に は,3月以内に提出することができなかった 理由

#### 12及び13 略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第10条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度 までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地 等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅 地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度 分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に 係る当該年度分の固定資産税の課税標準とと るべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税の 産税について法第349条の3の2の規定の適用 を受ける宅地等であるときは、当該価格に同と を受ける宅地等であるときは、当該価格におい て定める率を乗じて得た額。以下この条におい て間じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算 に定める年度分の固定資産税にあっては、前 年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地 等が当該年度分の固定資産税について法第34 9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修等専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで 略

- (4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び 令附則第12条第31項に規定する補助金等
- (6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から 3月を経過した後に申告書を提出する場合に は,3月以内に提出することができなかった 理由

#### 10 略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定 熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分につい て、これらの規定の適用を受けようとする者 は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失 防止改修工事等が完了した日から3月以内に、 次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付し て市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで 略

- (4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日
- (5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び 令附則第12条第31項に規定する補助金等
- (6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から 3月を経過した後に申告書を提出する場合に は,3月以内に提出することができなかった 理由

### 12及び13 略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第10条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度 までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地 等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅 地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度 分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に 係る当該年度分の固定資産税の課税標準とな るべき価格(当該宅地等が当該年度分の規定の 産税について法第349条の3の2の規定の適用 を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条 に定める率を乗じて得た額。以下この条におい て同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年 度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)を 乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固 定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の 9条の3又は附則第15条から第15条の3までの 規定の適用を受ける宅地等であるときは,当該 額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税 の課税標準となるべき額とした場合における 固定資産税額(以下この条において「宅地等調 整固定資産税額」という。)を超える場合には, 当該宅地等調整固定資産税額とする。

2から5まで 略

附則

課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定 資産税について法第349条の3又は附則第15条 から第15条の3までの規定の適用を受ける宅 地等であるときは,当該額にこれらの規定に定 める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当 該年度分の固定資産税の課税標準となるべき 額とした場合における固定資産税額(以下この 条において「宅地等調整固定資産税額」とい う。)を超える場合には,当該宅地等調整固定 資産税額とする。

2から5まで 略

#### 柏市都市計画税条例(昭和31年柏市条例第15号)新旧対照表(第2条関係)

改正前

- 以1

(法附則第15条第16項の条例で定める割合)

2 法<u>附則第15条第16項</u>に規定する市町村の条 例で定める割合は,5分の3とする。

(法附則第15条第34項の条例で定める割合)

3 法<u>附則第15条第34項</u>に規定する市町村の条 例で定める割合は、2分の1とする。

(法附則第15条第35項の条例で定める割合)

- 4 法<u>附則第15条第35項</u>に規定する市町村の条 例で定める割合は、3分の2とする。
  - (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)
- 6 宅地等に係る令和3年度から令和5年度まで の各年度分の都市計画税の額は, 当該宅地等に 係る当該年度分の都市計画税額が, 当該宅地等 の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の 都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る 当該年度分の都市計画税の課税標準となるべ き価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税 について法第702条の3の規定の適用を受ける 宅地等であるときは、当該価格に同条に定める 率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を 乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都 市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の 課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定 資産税について法第349条の3(第18項を除く。) 又は附則第15条から第15条の3までの規定の 適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこ れらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該 宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税 標準となるべき額とした場合における都市計 画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」とい う。)を超える場合には、当該宅地等調整都市 計画税額とする。

### 7から10まで 略

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税

+ Fil

(法附則第15条第15項の条例で定める割合)

2 法<u>附則第15条第15項</u>に規定する市町村の条 例で定める割合は、5分の3とする。

改正後

(法附則第15条第33項の条例で定める割合)

3 法<u>附則第15条第33項</u>に規定する市町村の条 例で定める割合は,2分の1とする。

(法附則第15条第34項の条例で定める割合)

- 4 法<u>附則第15条第34項</u>に規定する市町村の条 例で定める割合は、3分の2とする。
  - (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)
- 6 宅地等に係る令和3年度から令和5年度まで の各年度分の都市計画税の額は, 当該宅地等に 係る当該年度分の都市計画税額が, 当該宅地等 の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の 都市計画税の課税標準額に, 当該宅地等に係る 当該年度分の都市計画税の課税標準となるべ き価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税 について法第702条の3の規定の適用を受ける 宅地等であるときは、当該価格に同条に定める 率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商 業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっ ては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した 額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年 度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等 が当該年度分の固定資産税について法第349 条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第1 5条の3までの規定の適用を受ける宅地等であ るときは、当該額にこれらの規定に定める率を 乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分 の都市計画税の課税標準となるべき額とした 場合における都市計画税額(以下「宅地等調整 都市計画税額」という。)を超える場合には、 当該宅地等調整都市計画税額とする。

### 7から10まで 略

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税

義務の免除等)

#### 15 略

- 16 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附 則第17条第2号に、附則第6項及び第9項の「前 年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則 第25条第6項において読み替えて準用される 法附則第18条第6項に、附則第7項、第9項及び 第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号 に、附則第9項から第11項までの「負担水準」 とは法附則第17条第8号ロに、同項の「農地」 とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分 の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26 条第2項において読み替えて準用される法附則 第18条第6項に、附則第12項から第14項までの 「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1 項に、附則第13項の「前年度分の都市計画税の 課税標準額」とは法附則第27条の2第3項にお いて読み替えて準用される法附則第18条第6 項に規定するところによる。
- 17 法附則第15条第1項,第10項,第15項から第 19項まで,第21項,第22項,第26項,第29項, 第33項から第35項まで,第37項から第39項ま で,第42項若しくは第43項,第15条の2第2項, 第15条の3又は第63条の規定の適用がある各 年度分の都市計画税に限り,第2条第2項中「又 は第33項」とあるのは,「若しくは第33項又 は附則第15条から第15条の3まで若しくは第6 3条」とする。

義務の免除等)

#### 15 略

- 16 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附 則第17条第2号に、附則第6項及び第9項の「前 年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則 第25条第6項において読み替えて準用される 法附則第18条第6項に、附則第6項、第7項、第 9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17 条第4号に、附則第9項から第11項までの「負 担水準」とは法附則第17条第8号ロに、同項の 「農地」とは法附則第17条第1号に,同項の「前 年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則 第26条第2項において読み替えて進用される 法附則第18条第6項に、附則第12項から第14項 までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の 2第1項に、附則第13項の「前年度分の都市計 画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3 項において読み替えて準用される法附則第18 条第6項に規定するところによる。
- 17 法附則第15条第1項,第10項,<u>第14項から第18項まで</u>,第20項,第21項,第25項,第28項, 第32項から第36項まで,第39項,第40項若し <u><は第44項</u>,第15条の2第2項,第15条の3又は 第63条の規定の適用がある各年度分の都市計 画税に限り,第2条第2項中「又は第33項」と あるのは,「若しくは第33項又は附則第15条 から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

柏市税条例等の一部を改正する条例の制定について

柏市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4年 6月 3日提出

柏市長 太田和美

## 提案理由

地方税法等の改正に伴い、個人市民税に係る住宅借入金等特別税 額控除の適用期限の延長及び見直し並びに上場株式等の配当所得等 に係る課税方式の見直し等を行いたいので提案する。

## 柏市条例第号

柏市税条例等の一部を改正する条例

(柏市税条例の一部改正)

第1条 柏市税条例 (昭和30年柏市条例第14号) の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項本文中「交付手数料」を「交付(法第38 2条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をした ものの交付を含む。)の手数料」に改める。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に 規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事 項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定 配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に 規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明 細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、 適用しない。

第34条の8第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「であって、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第46条中「第5号の15様式」の次に「又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式」を加える。

第53条の7中「その退職手当等」を「, その退職手当等」に 改め, 「第5号の8様式」の次に「又は施行規則第2条第3項た だし書の規定により総務大臣が定めた様式」を加える。

第74条の2第1項本文中「閲覧」の次に「(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)」を加える。

第74条の3第1項中「交付手数料」を「交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料」に改める。

附則第5条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年 度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第8条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改める。 附則第14条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第15条の2第3項中「, 第37条の8又は第37条の 9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第16条の3の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分 の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前 項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限 り、適用する。

附則第16条の3の3第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第16条の3の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第37条を削る。

(柏市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 柏市税条例等の一部を改正する条例(令和3年柏市条例第 20号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち柏市税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養

親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第3条の3第1項の規定」に改める。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に 掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中柏市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第5条の3の2第1項及び第15条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第37条を削る改正規定並びに第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
  - (2) 第1条中柏市税条例第33条第4項及び第6項,第34条の8第1項及び第2項,第36条の2第1項ただし書及び第2項,第46条並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第14条の3第2項,第16条の3の2第4項並びに第16条の3の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条(柏市税条例等の一部を改正する条例(令和3年柏市条例第20号)附則第2条の改正規定に限る。)の規定並びに次条第3項の規定 令和6年1月1日
  - (3) 第1条中柏市税条例第18条の4第1項,第74条の2第1項及び第74条の3第1項の改正規定 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の柏市税条例(以下「新条例」 という。)第36条の3の2第1項の規定は,前条第1号に掲げ る規定の施行の日(以下この項及び次項において「1号施行日」 という。)以後に支払を受けるべき新条例第36条の3の2第1 項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の柏市税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 前条第2号に掲げる規定による改正後の柏市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第8条の2第2項の規定は、地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号。以下「令和4年改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第2項の規定の適用を受ける同項第5号に規定する施設に対して課する固定資産税について適用し、令和4年改正法第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項の規定の適用を受ける同項第5号に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

### 議案第2号資料

## 柏市税条例等の一部を改正する条例について

柏市税条例(昭和30年柏市条例第14号)新旧対照表(第1条関係)

改正前

(納税証明書の交付手数料)

第18条の4 法第20条の10の納税証明書の<u>交付</u> <u>手数料</u>は、柏市手数料条例(平成12年柏市条例 第6号)の定めるところによる。ただし、道路運 送車両法第97条の2に規定する証明書につい ては手数料を徴しない。

#### 2 略

(所得割の課税標準)

第33条 略

2及び3 略

- 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じ た年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配 当等申告書(市民税の納税通知書が送達される 時までに提出された次に掲げる申告書をいう。 以下この項において同じ。)に特定配当等に係 る所得の明細に関する事項その他施行規則に 定める事項の記載があるとき(特定配当等申告 書にその記載がないことについてやむを得な い理由があると市長が認めるときを含む。)は、 当該特定配当等に係る所得の金額については, 適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及 び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された 場合におけるこれらの申告書に記載された事 項その他の事情を勘案して,この項の規定を適 用しないことが適当であると市長が認めると きは,この限りでない。
  - (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
  - (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書 (同項の規定により前号に掲げる申告書が提 出されたものとみなされる場合における当 該確定申告書に限る。)

#### 5 略

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、

改正後

(納税証明書の交付手数料)

第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付 (法第382条の4に規定する当該証明書に住所に 代わる事項の記載をしたものの交付を含む。) の手数料は、柏市手数料条例(平成12年柏市条 例第6号)の定めるところによる。ただし、道路 運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しない。

#### 2 略

(所得割の課税標準)

第33条 略

2及び3 略

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条 の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等 に係る所得の明細に関する事項その他施行規 則に定める事項の記載があるときは、当該特定 配当等に係る所得の金額については、適用しな い。

#### 5 略

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条 の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等 譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項 その他施行規則に定める事項の記載があると きは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得 の金額については、適用しない。 第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告 書がいずれも提出された場合におけるこれら の申告書に記載された事項その他の事情を勘 案して,この項の規定を適用しないことが適当 であると市長が認めるときは,この限りでな い。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書 (同項の規定により前号に掲げる申告書が提 出されたものとみなされる場合における当 該確定申告書に限る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

- 第34条の8 所得割の納税義務者が,第33条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を,第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の 所得割の額から控除することができなかった 金額があるときは、当該控除することができな かった金額は、令第48条の9の3から第48条の9 の6までに定めるところにより、同項の納税義 務者に対しその控除することができなかった 金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>申</u> 告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市 民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納 に係る徴収金に充当する。

#### 3 略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は,3 月15日までに,施行規則第5号の4様式(別表) による申告書を市長に提出しなければならない。ただし,法第317条の6第1項又は第4項の 規定により給与支払報告書又は公的年金等支 払報告書を提出する義務がある者から1月1日 現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。),小規模企業共済等掛金控除額,生命保険料控除 (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

- 第34条の8 所得割の納税義務者が,第33条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を,第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

#### 3 略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は,3 月15日までに,施行規則第5号の4様式(別表) による申告書を市長に提出しなければならない。ただし,法第317条の6第1項又は第4項の 規定により給与支払報告書又は公的年金等支 払報告書を提出する義務がある者から1月1日 現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得を 有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を 有しなかった者で社会保険料控除額 (令第48条の9の7に規定するものを除く。),小規模企業共済等掛金控除額,生命保険料控除

額, 地震保険料控除額, 勤労学生控除額, 配偶 者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4 に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを 除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する 扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控 除額若しくは医療費控除額の控除, 法第313条 第8項に規定する純損失の金額の控除,同条第9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の 控除若しくは第34条の6の規定により控除す べき金額(以下この条において「寄附金税額控 除額」という。)の控除を受けようとするもの を除く。以下この条において「給与所得等以外 の所得を有しなかった者」という。)及び第24 条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項 の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)について は、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき 者のうち,前年の合計所得金額が基礎控除額, 配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下で ある者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に 掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式 は,施行規則第2条第4項ただし書の規定によ り,市長の定める様式による。

#### 3から9まで 略

(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申</u> 告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは,当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに,施行規則で定めるところにより,次に掲げる事項を記載した申告書を,当該給与支払者を経由して,市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 略

額, 地震保険料控除額, 勤労学生控除額, 配偶 者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合 計所得金額が900万円以下であるものに限る。) の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自 己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金 額が95万円以下であるものに限る。)で控除対 象配偶者に該当しないものに係るものを除 く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶 養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除 額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第 8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の 控除若しくは第34条の6の規定により控除す べき金額(以下この条において「寄附金税額控 除額」という。)の控除を受けようとするもの を除く。以下この条において「給与所得等以外 の所得を有しなかった者」という。)及び第24 条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項 の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)について は,この限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき 者のうち,前年の合計所得金額が基礎控除額, 配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下で ある者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に 掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式 は,施行規則<u>第2条第3項ただし書</u>の規定によ り,市長の定める様式による。

#### 3から9まで 略

(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等</u> 申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定に より同項に規定する申告書を提出しなければ ならない者(以下この条において「給与所得者」 という。)で市内に住所を有するものは,当該 申告書の提出の際に経由すべき同項に規定す る給与等の支払者(以下この条において「給与 支払者」という。)から毎年最初に給与の支払 を受ける日の前日までに,施行規則で定めると ころにより,次に掲げる事項を記載した申告書 を,当該給与支払者を経由して,市長に提出し なければならない。

#### (1) 略

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,00 0万円以下であるものに限る。)の自己と生計 を一にする配偶者(法第313条第3項に規定す る青色事業専従者に該当するもので同項に 規定する給与の支払を受けるもの及び同条 第4項に規定する事業専従者に該当するもの を除き,合計所得金額が133万円以下である ものに限る。次条第1項において同じ。)の氏 名

<u>(3)</u> 略

(3) 略

2から5まで 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養</u> 親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規 定により同項に規定する申告書を提出しなけ ればならない者又は法の施行地において同項 に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の 規定の適用を受けるものを除く。以下この項に おいて「公的年金等」という。)の支払を受け る者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を 除く。)を有する者(以下この条において「公的 年金等受給者」という。)で市内に住所を有す るものは、当該申告書の提出の際に経由すべき 所得税法第203条の6第1項に規定する公的年 金等の支払者(以下この条において「公的年金 等支払者」という。)から毎年最初に公的年金 等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で 定めるところにより、次に掲げる事項を記載し た申告書を, 当該公的年金等支払者を経由し て, 市長に提出しなければならない。

(1) 略

<u>(2)</u> 略

(3) 略

2から5まで 略

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務 等)

第46条 前条の特別徴収義務者は,月割額を徴収 した月の翌月10日までに,その徴収した月割額 を施行規則第5号の15様式による納入書によ って納入しなければならない。

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

(4) 略

2から5まで 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養</u> 親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規 定により同項に規定する申告書を提出しなけ ればならない者又は法の施行地において同項 に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の 規定の適用を受けるものを除く。以下この項に おいて「公的年金等」という。)の支払を受け る者であって、特定配偶者(所得割の納税義務 者(合計所得金額が900万円以下であるものに 限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手 当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。 以下この項において同じ。)に係る所得を有す る者であって,合計所得金額が95万円以下であ るものに限る。)をいう。第2号において同じ。) 又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職 手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有 する者(以下この条において「公的年金等受給 者」という。)で市内に住所を有するものは、 当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法 第203条の6第1項に規定する公的年金等の支 払者(以下この条において「公的年金等支払者」 という。)から毎年最初に公的年金等の支払を 受ける日の前日までに,施行規則で定めるとこ ろにより, 次に掲げる事項を記載した申告書 を, 当該公的年金等支払者を経由して, 市長に 提出しなければならない。

(1) 略

(2) 特定配偶者の氏名

(3) 略

(4) 略

2から5まで 略

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第46条 前条の特別徴収義務者は,月割額を徴収 した月の翌月10日までに,その徴収した月割額 を施行規則第5号の15様式又は施行規則第2条 の6の規定により総務大臣が定めた様式による 納入書によって納入しなければならない。

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第74条の2 法第382条の2に規定する固定資産 課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措 置を講じたものを含む。)の閲覧の手数料は, 柏市手数料条例の定めるところによる。ただ し,法第416条第3項又は第419条第8項の規定 により公示した期間において納税義務者の閲 覧に供する場合にあっては,手数料を徴しな い。

#### 2 略

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第74条の3 法第382条の3に規定する固定資産 課税台帳に記載されている事項の証明書(同条 ただし書の規定による措置を講じたものを含 む。)の<u>交付手数料</u>は、柏市手数料条例の定め るところによる。

#### 2 略

附則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第5条の3 略

第5条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用さる場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

#### 2 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

#### 第8条の2 略

2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で 定める割合は、4分の3とする。

#### 3から18まで 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の 課税の特例)

#### 第14条の3 略

2 前項の規定のうち,租税特別措置法第8条の4 第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以 第74条の2 法第382条の2に規定する固定資産 課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措 置を講じたものを含む。)の閲覧(法第382条の4 に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる 事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数 料は、柏市手数料条例の定めるところによる。 ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の 規定により公示した期間において納税義務者 の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴し ない。

#### 2 略

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第74条の3 法第382条の3に規定する固定資産 課税台帳に記載されている事項の証明書(同条 ただし書の規定による措置を講じたものを含 む。)の交付(法第382条の4に規定する当該証明 書に住所に代わる事項の記載をしたものの交 付を含む。)の手数料は、柏市手数料条例の定 めるところによる。

#### 2 略

附則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第5条の3 略

第5条の3の2 平成22年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り,所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和7年</u>までの各年である場合に限る。)において,前条第1項の規定の適用を受けないときは,法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を,当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

#### 2 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

#### 第8条の2 略

2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で 定める割合は,5分の4とする。

#### 3から18まで 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の 課税の特例)

#### 第14条の3 略

2 前項の規定のうち,租税特別措置法第8条の4 第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以

下この項において「特定上場株式等の配当等」 という。)に係る配当所得に係る部分は、市民 税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式 等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月 1日の属する年度分の市民税について特定上場 株式等の配当等に係る配当所得につき前項の 規定の適用を受けようとする旨の記載のある 第33条第4項に規定する特定配当等申告書を 提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り 適用するものとし,市民税の所得割の納税義務 者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式 等の配当等に係る配当所得について同条第1項 及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受 けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払 を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に 係る配当所得について, 前項の規定は, 適用し ない。

- (1) 第33条第4項ただし書の規定の適用があ る場合
- (2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同 項第2号に掲げる申告書がいずれも提出され た場合におけるこれらの申告書に記載され た事項その他の事情を勘案して,前項の規定 を適用しないことが適当であると市長が認 めるとき。

#### 3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

#### 第15条の2 略

#### 2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

#### 第16条の3の2 略

#### 2及び3 略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所 得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分 の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書 が送達される時までに提出された次に掲げる 申告書をいう。以下この項において同じ。)に 前項後段の規定の適用を受けようとする旨の 下この項において「特定上場株式等の配当等」 という。)に係る配当所得に係る部分は,市民 税の所得割の納税義務者が前年分の所得税に ついて特定上場株式等の配当等に係る配当所 得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合 に限り適用する。

#### 3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

#### 第15条の2 略

#### 2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

#### 第16条の3の2 略

#### 2及び3 略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所 得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の 適用を受けようとする旨の記載があるときに 限り、適用する。 記載があるとき(特例適用配当等申告書にその 記載がないことについてやむを得ない理由が あると市長が認めるときを含む。)に限り、適 用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合 におけるこれらの申告書に記載された事項そ の他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用 しないことが適当であると市長が認めるとき は、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書 (同項の規定により前号に掲げる申告書が提 出されたものとみなされる場合における当 該確定申告書に限る。)
- 5 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条の3の3 略

2及び3 略

- 4 前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が 生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条 約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送 達される時までに提出された次に掲げる申告 書をいう。以下この項において同じ。)に前項 の規定の適用を受けようとする旨の記載があ るとき(条約適用配当等申告書にその記載がな いことについてやむを得ない理由があると市 長が認めるときを含む。)に限り、適用する。 ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げ る申告書がいずれも提出された場合における これらの申告書に記載された事項その他の事 情を勘案して、同項の規定を適用しないことが 適当であると市長が認めるときは、この限りで ない。
  - (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
  - (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書 (同項の規定により前号に掲げる申告書が提 出されたものとみなされる場合における当 該確定申告書に限る。)
- 5 略
- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の 規定の適用がある場合(第3項の規定の適用が ある場合を除く。)における第34条の8の規定の 適用については、同条第1項中「又は同条第6 項」とあるのは「若しくは附則第16条の3の3 第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適 用配当等」という。)に係る所得が生じた<u>年の</u> 翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に 規定する条約適用配当等申告書にこの項の規 定の適用を受けようとする旨及び当該条約適 用配当等に係る所得の明細に関する事項の記

#### 5 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条の3の3 略

2及び3 略

4 前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が 生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に 規定する確定申告書に前項の規定の適用を受 けようとする旨の記載があるときに限り、適用 する。

## 5 略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の 規定の適用がある場合(第3項の規定の適用が ある場合を除く。)における第34条の8の規定の 適用については、同条第1項中「又は同条第6 項」とあるのは「若しくは附則第16条の3の3 第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適 用配当等」という。)に係る所得が生じた<u>年分</u> の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告 書にこの項の規定の適用を受けようとする旨 及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に 関する事項の記載がある場合であって、当該条 載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入 金等特別税額控除の特例)

- 第37条 所得割の納税義務者が前年分の所得税 につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条 第4項の規定の適用を受けた場合における附則 第5条の3の2第1項の規定の適用については, 同項中「令和15年度」とあるのは,「令和16 年度」とする。
- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき 新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第 1項の規定の適用を受けた場合における附則第 5条の3の2第1項の規定の適用については、同 項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」 と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法,法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき,又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

柏市税条例等の一部を改正する条例(令和3年柏市条例第20号)新旧対照表(第2条関係)

改正前

(柏市税条例の一部改正)

第1条 柏市税条例(昭和30年柏市条例第14号)の 一部を次のように改正する。

第24条第2項の改正規定 略

第36条の3の3第1項各号列記以外の部分中 「<u>控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満</u> <u>の者</u>に限る」に改める。

附則第3条の3第1項の改正規定から附則第8 条の2第16項の改正規定まで 略

附則

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の柏市税条例 (次条において「新条例」という。)の規定中個 人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の 年度分の個人の市民税について適用し、令和5 年度分までの個人の市民税については、なお従 前の例による。 改正後

(柏市税条例の一部改正)

第1条 柏市税条例(昭和30年柏市条例第14号)の 一部を次のように改正する。

第24条第2項の改正規定 略

第36条の3の3第1項各号列記以外の部分中 「<u>扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」</u> を加え、「有しない者を除く」を「有する者に 限る」に改める。

附則第3条の3第1項の改正規定から附則第8 条の2第16項の改正規定まで 略

附則

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の柏市税条例 (次条において「新条例」という。)第24条第2 項及び第36条の3の3第1項並びに附則第3条の 3第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個 人の市民税について適用し、令和5年度分まで の個人の市民税については、なお従前の例によ る。

議案第 3号

工事の請負契約の締結について

柏市立田中小学校校舎長寿命化改良工事(建築工事)について, 次のとおり請負契約を締結する。

令和 4年 6月 3日提出

柏市長 太田和美

提案理由

柏市立田中小学校校舎の長寿命化改良工事を行いたいので提案する。

1 名称

柏市立田中小学校校舎長寿命化改良工事 (建築工事)

2 場所

柏市大室1193番地の3

3 概要

校舎棟の改修工事、配膳棟及び駐輪場の増築工事、渡り廊下の解体工事並びに外構工事

4 契約の方法

制限付一般競争入札

5 契約金額

603,900,000円

6 契約の相手方

小倉・トキタ特定建設工事共同企業体

構成員 柏市若柴162番地1

(代表者) 小倉建設株式会社

代表取締役 小 倉 宏 庸

構成員 柏市中央二丁目3番4号

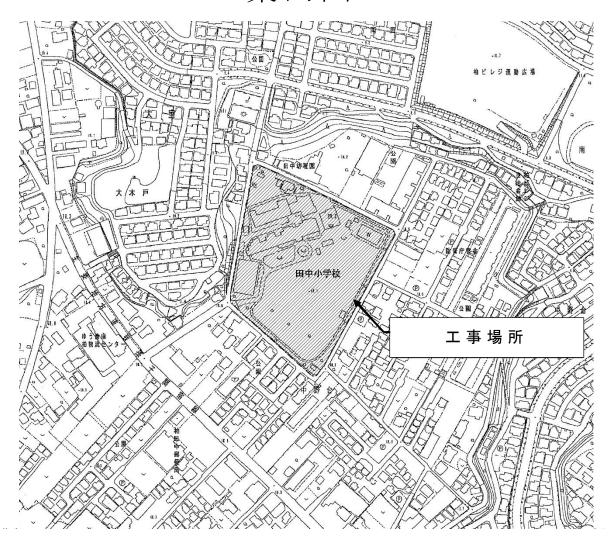
株式会社トキタ工務店

代表取締役 鴇 田 和 之

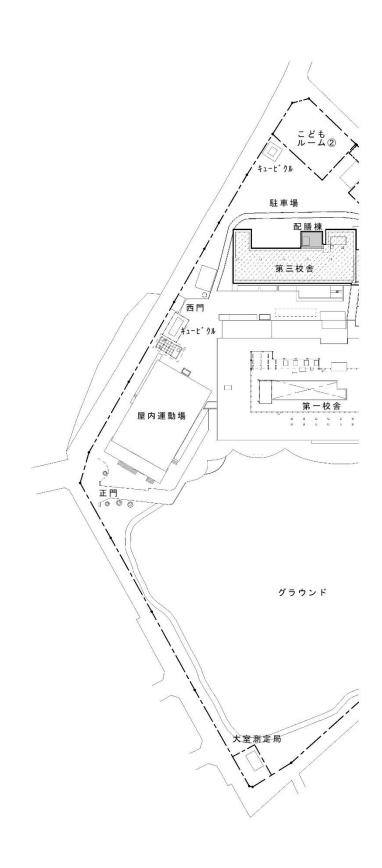
## 議案第3号資料

柏市立田中小学校校舎長寿命化改良工事 (建築工事) 関係

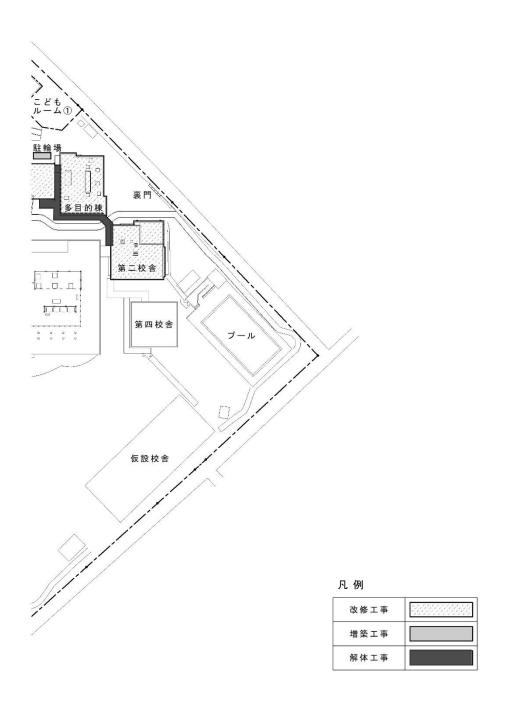
# 案内図



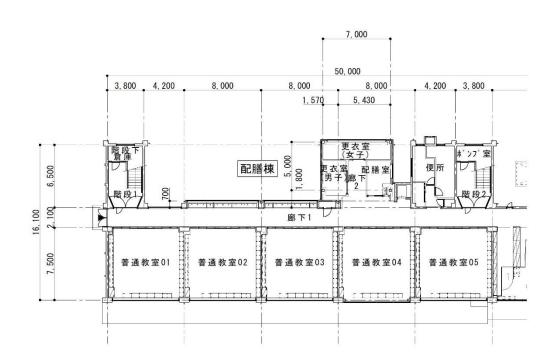
# 配置図





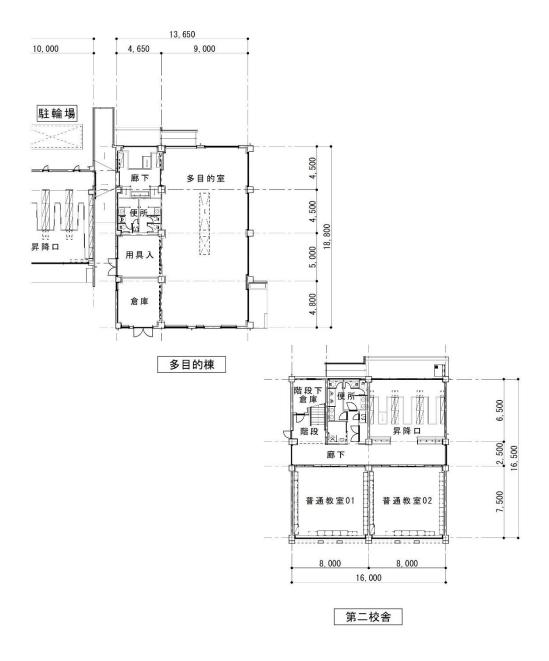


## 1 階平面図



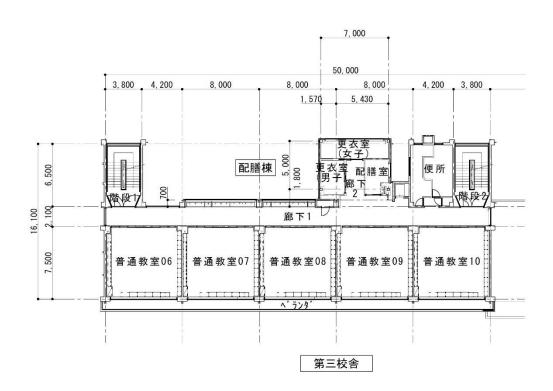
第三校舎



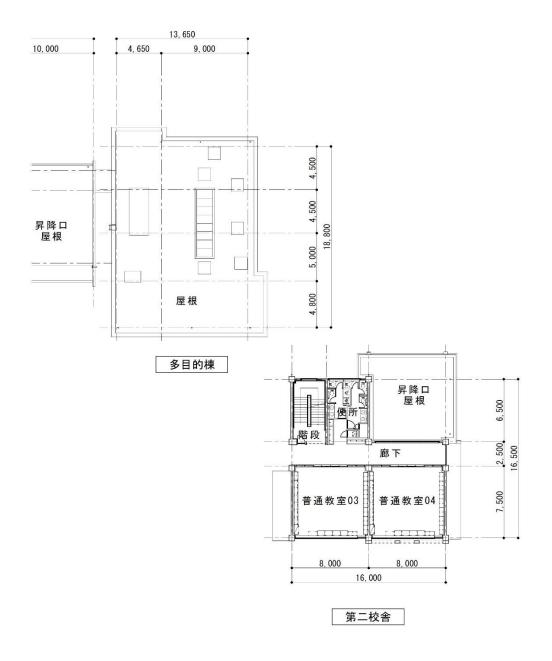


単位 mm

## 2 階平面図

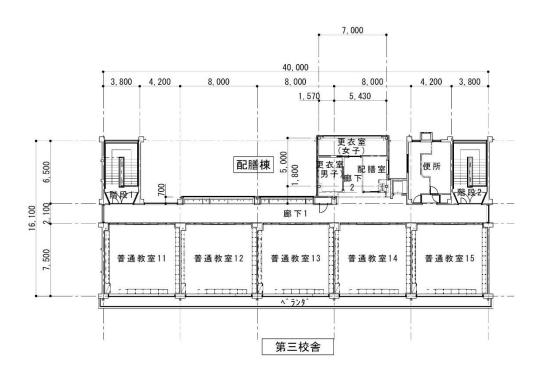




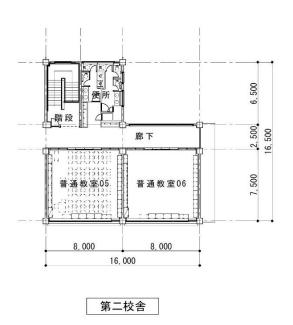


単位 mm

# 3 階平面図

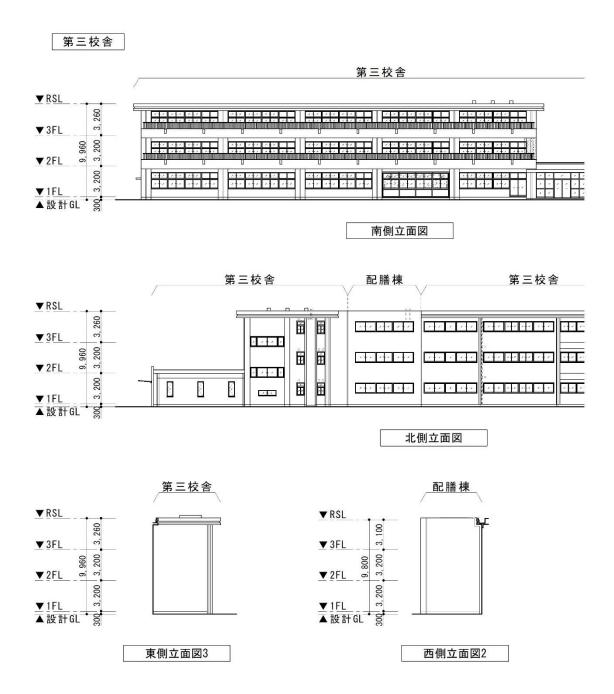


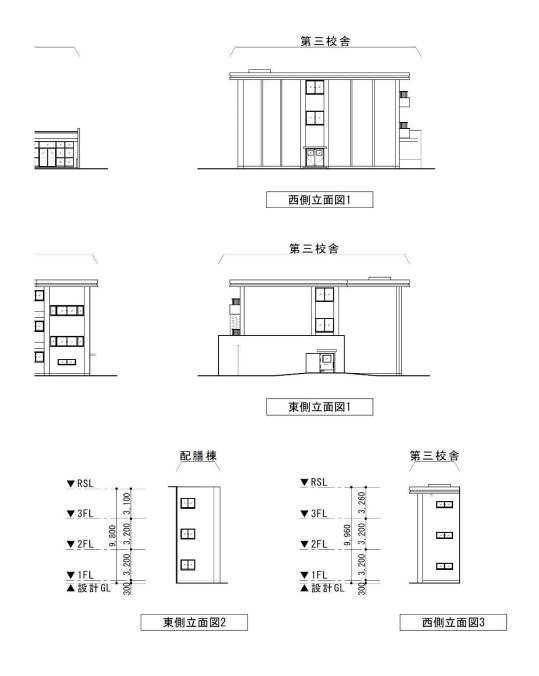




単位 mm

## 立面図①

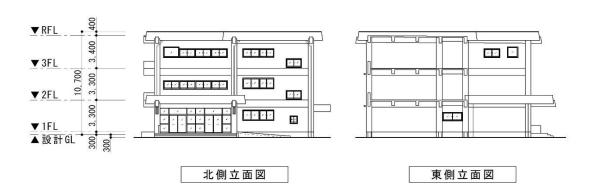




単位 mm

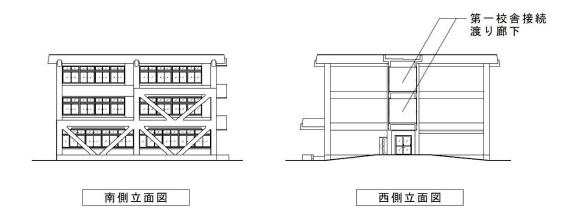
## 立面図②

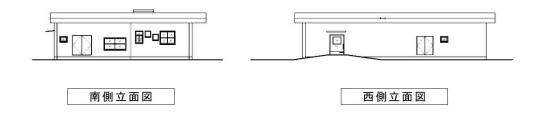
## 第二校舎



## 多目的棟







単位 mm

## 契約の経過

件名 柏市立田中小学校校舎長寿命化改良工事 (建築工事)

2 申請期間 令和 4年 3月17日から

令和 4年 3月29日まで

3 資格確認通知 令和 4年 4月 1日

4 設計図書閲覧期間 令和 4年 3月16日から

令和 4年 4月17日まで

6 入札の状況

(単位 千円)

入札業者名	第1回	結 果
小倉・トキタ特定建設工 事共同企業体	549,000	落 札
広島·太田特定建設工事 共同企業体	575,000	

契約金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額とする。

## 工事請負入札参加業者調書

業者名調査事項	小倉建設㈱	広島建設㈱
代表者氏名	小 倉 宏 庸	島田秀貴
所在地 (本店又は主たる営業所)	柏市若柴162番地1	柏市豊四季1004番地
建設業許可番号	知事(特-3)第 9852 号	大臣(特-1)第 18588 号
総合評定値 (建築一式工事)	1,018点	1,337点
年間平均完成工事高	1,902,905千円	13,019,508千円
営業年数	50年	48年
資本金	21,000千円	80,000千円
主な実績	柏市立土小学校校舎長寿命化改良工事(建築工事)[柏市]	柏北部中央地区新設中学校建設工事(校舎棟)建築工事[柏市]